

売 扱 物 件 に つ い て

売扱いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売扱物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調査の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調査の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、枠等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再建築、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再建築、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再建築等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再建築、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壤汚染については、物件調査に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っておりません。

- ・物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・物件のフェンスが南京錠により施錠されている場合、原則として物件引渡時（代金全額お支払時）に南京錠の鍵を一時貸与します。物件引渡後、速やかに買受人が管理する南京錠等に交換し、既存の南京錠は貸与した鍵とともに横浜市に返還していただきます。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

（主な項目の見方）

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

- 「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。
「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（26 ページ参照）。
「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・緑化地域では、敷地面積500 m²以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変

更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

- ※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。
- ・施設の種類

「有」 … 物件の敷地内に引込管、電線、樹等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、樹等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」 … 物件の前面道路に配管等が整備済であることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」 … 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。(距離は目安です。)

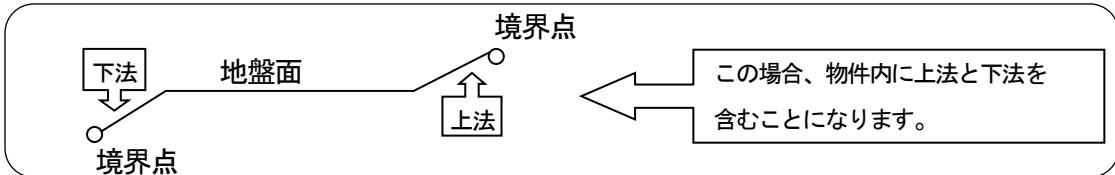
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物件調書

物件番号 2869

最低売却価格

5,345万円

所在地	横浜市栄区笠間二丁目875番14						
住居表示	横浜市栄区笠間二丁目9番街区						
内訳、面積	地番		地目	公簿面積	現況測量面積		
	875番14		宅地	183.22m ²	—		
	合計(1筆)		※1	183.22m ²	—		
道路と敷地の関係	南東側で幅員約5.0mの舗装市道(建築基準法42条1項道路)に接道						
法令に基づく制限	都市計画区域		市街化区域	用途地域	第2種中高層住居専用地域		
	建ぺい率	60%	容積率	150%	高度地区		
	外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等		
	日影規制(高さ10mを超える建築物/4.0m/3時間/2時間)						
その他の制限	宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域)						
	駐車場条例の附置義務区域(周辺地区)						
	景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)、建築物再生可能エネルギー利用促進区域(全市域)						
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	—			
供給処理施設の状況	施設の種類		状況		事業所等		
	電気	可	地上配線		東京電力エナジー・パワー(株) 0120-995-001		
	上水道	有※2	南東側前面道路配管50mm・敷地内引込25mm		横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085		
	下水道	有	南東側前面道路(雨水250mm・汚水250mm) 敷地内に下水マス設置済(分流)		横浜市栄区栄土木事務所 045-895-1411		
	都市ガス	有※3	南東側前面道路配管(低圧50mm)・敷地内引込25mm		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公共施設等	栄区役所		横浜市立笠間小学校		横浜市立西本郷中学校		
	物件の北東方 約1.7km		物件の北西方 約0.5km		物件の北東方 約0.8km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は公簿面積により売却します。						
	※2 水道局の図面上は敷地内に引込(敷設S61.7)がありますが、現地調査においては引込位置を確認できません。						
	※3 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できません。						
	・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第62開1504号、許可年月日:昭和62年8月14日、検査済証交付年月日:昭和62年9月21日、完了公告年月日:平成2年1月13日)及び宅造許可(許可番号:第62規1507号、許可年月日:昭和62年8月14日、検査済証交付年月日:昭和62年9月21日)を得て開発・造成された画地です。						
	・本物件は南東側で幅員約5.0mの舗装市道に接道する不整形の一方路地(中間画地)です。						
	本物件は、南西側道路より約0~0.5m低く、北西隣接地より約2.0m高くなっています、それぞれ擁壁が築造されています。						
	・本物件の南側出入口付近はスロープになっています。なお、本物件の敷地中央部分は、当該スロープ部分を除き概ね平坦です。						
	・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等(付帯する水抜き穴等を含む)の経年劣化による影響については確認しておりません。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市(売主)は対応いたしません。						
	・本物件の南西側隣接地との境界付近に置かれている南西側隣接地のコンクリートブロックの一部が本物件の敷地内に越境しています。これについて、隣接地権者との間で取り交わした「確認書」がありますので、その地位の承継をしていただきます(売買契約に明記)。詳細については、ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。また、南西側隣接地内で組まれている鉄パイプの一部が本物件の敷地内の北西端付近で越境しています。隣接地権者との協議等については横浜市(売主)は対応いたしません。						
	・本物件の敷地内の東端に電柱1本が設置されており、当該電柱に延びる電線が敷地内上空で越境しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。						
	・本物件の北東側隣接地は消防団器具置場となっているため、車両の出入庫や器具の取り出しに伴う騒音等が発生する可能性があります。						
	・本物件の南西方約70m付近に「笠間岩井口第二公園」、北東方約180m付近に「笠間中央公園」があるため、風向き等の気象条件によつては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。						
	・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。						
	・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
「売払物件について」も必ず御確認ください。							

本物件の売払人(連絡先)

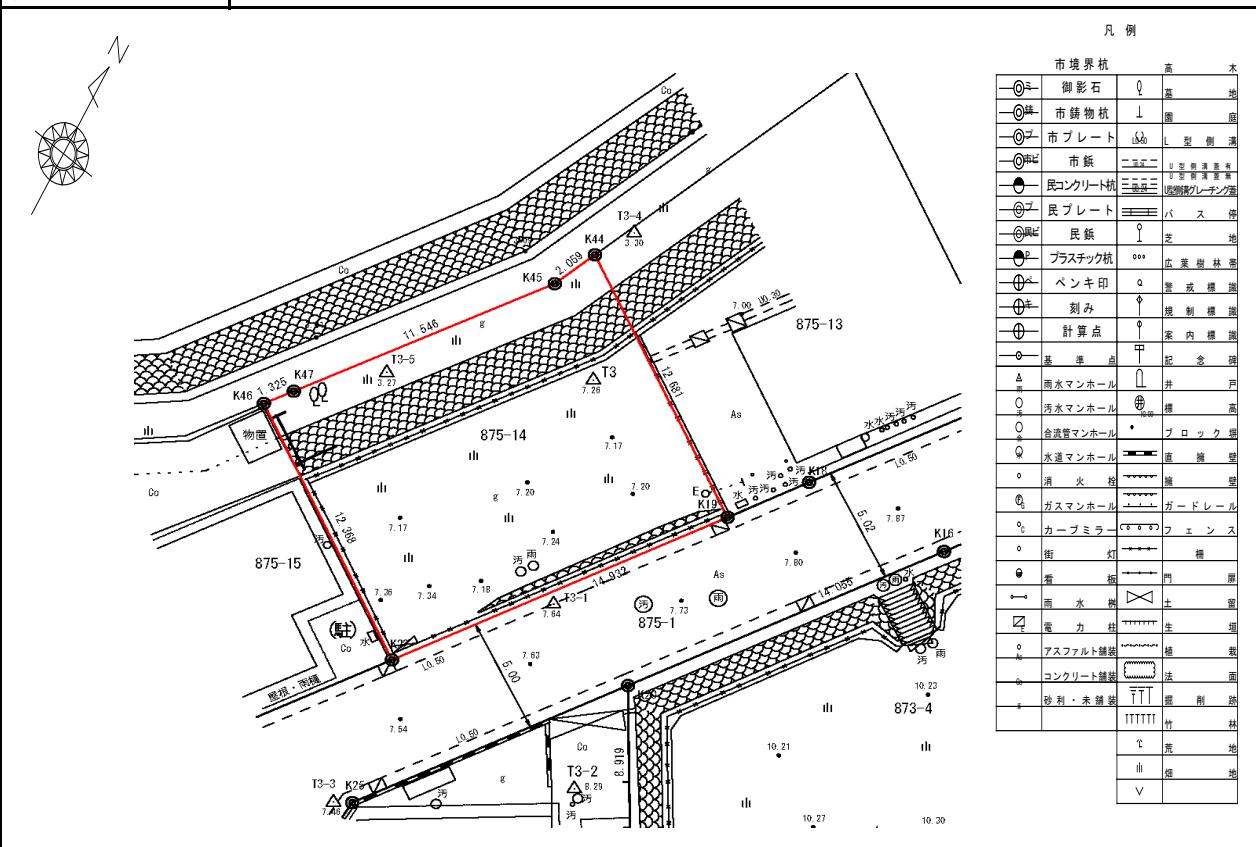
横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)

物件番号2869

案 内 図



現況図

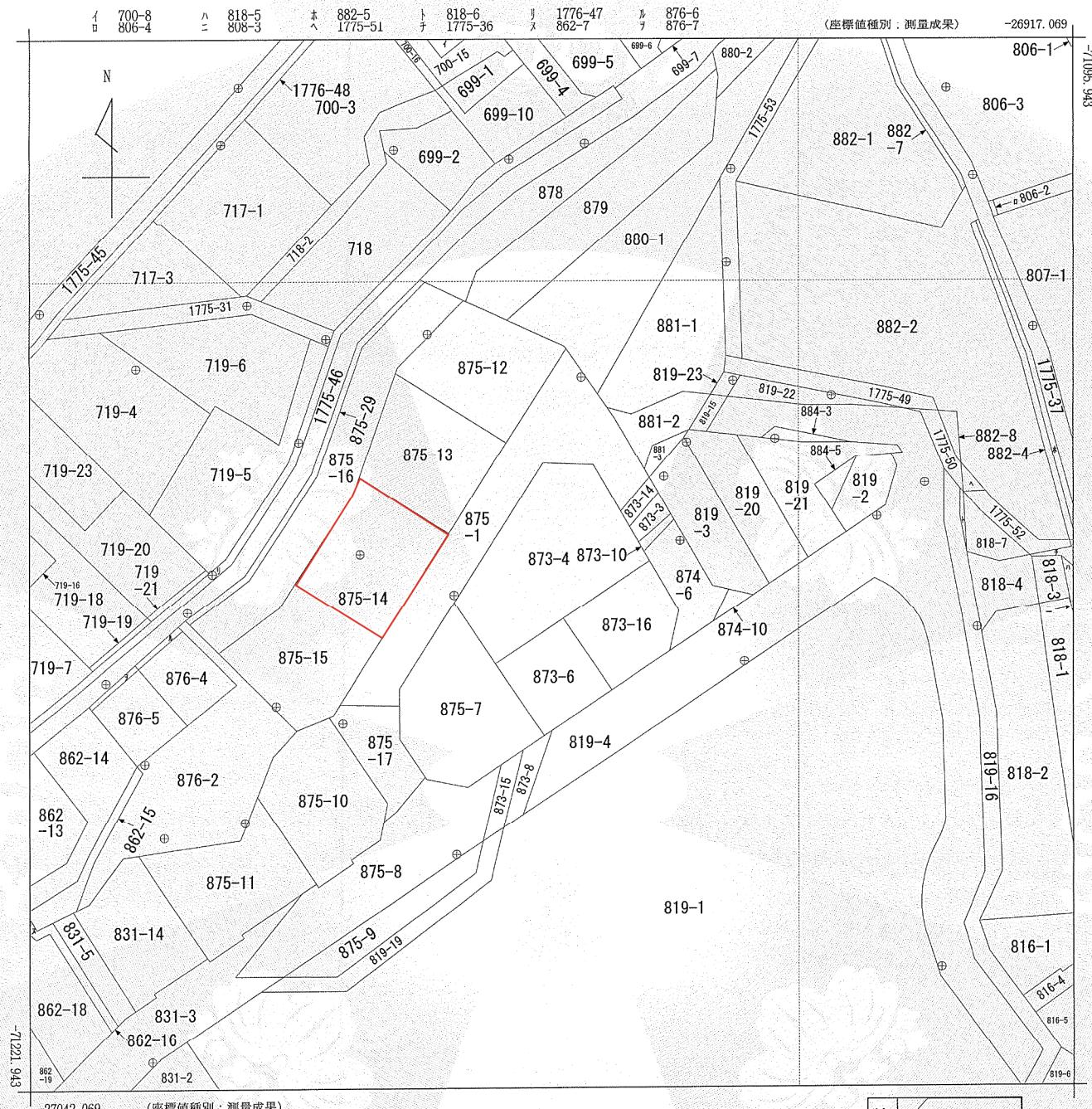


栄区笠間二丁目875番14



栄区笠間二丁目875番14





地番区域
見出

笠間2丁目

請求部	所在	横浜市栄区笠間二丁目				地番	873番4	
出縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日	平成27年5月1日			備付年月日 (原図)	平成29年2月22日			補記項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局栄出張所管轄)

令和7年9月22日

横浜地方法務局

請求番号 : 29-1

登記官

(1/1)

公用

表題部 (土地の表示)			調製	平成3年6月20日	不動産番号	0225000132628
地図番号	H21 53-4	筆界特定	余白			
所在	横浜市栄区笠間町字岩井口			余白		
	横浜市栄区笠間二丁目			平成12年10月23日変更 平成12年10月23日登記		
①地番	②地目	③地積m ²		原因及びその日付 [登記の日付]		
875番14	山林	183		875番1から分筆 [昭和61年8月1日]		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日		
余白	宅地	183	13	②③年月日不詳地目変更 [平成5年11月5日]		
余白	余白	183	22	③錯誤 国土調査による成果 [平成29年2月22日]		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和62年12月18日 第66239号	原因 昭和62年12月17日売買 所有者 横浜市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局栄出張所管轄)

令和7年9月22日

横浜地方法務局

登記官

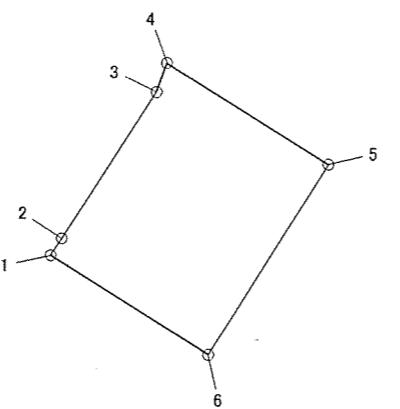
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が権利で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K50212 (4/4)

1/1

座標面積計算書（数値地区）



〈備考〉

- ・本システムにより提供される全ての情報の著作権は横浜市にあります。
- ・各種図面に関する証明は行っておりません。
- ・成果は地籍調査当時のものです。現在の土地の状況と異なる場合があります。
- ・図面表示の特性から正確な縮尺での表示、印刷はできません。
- ・筆界未定地については、筆界未定地を構成する各筆毎の面積成果はありません。
- ・御不明点等ありましたら、職員にお問い合わせください。

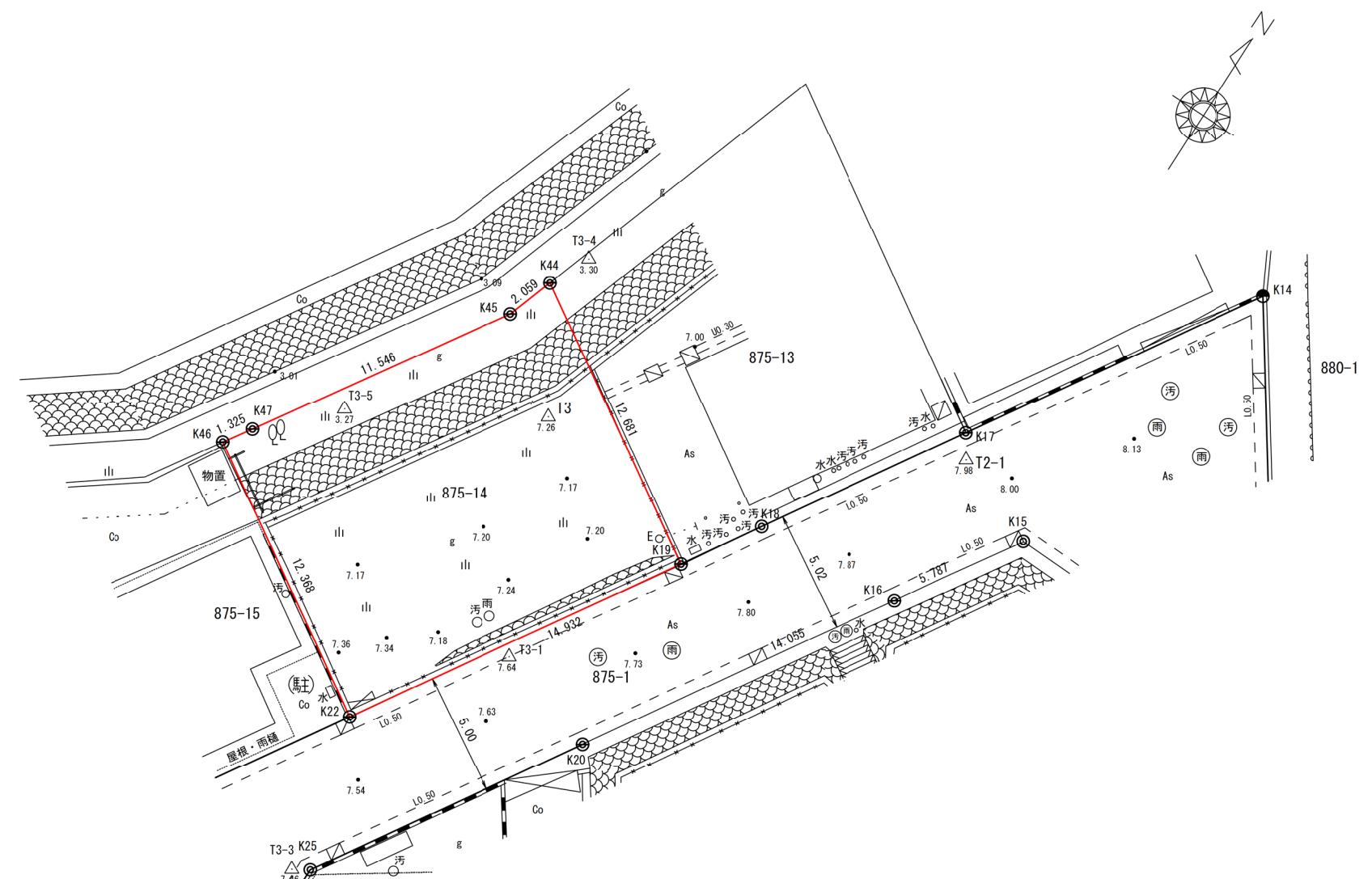
・横浜市の地籍調査は、
平成11年度までは日本測地系、
平成20年度（旭区今宿南町）のみ世界測地系（測地成果2000。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っていない）、
平成21年度からは世界測地系（測地成果2011。東北地方太平洋沖地震後の座標補正を行っている）
となっています。

(*) 通し番号1と2の間の辺長は1の段に記載しています。

令和7年1月14日 横浜市みどり環境局総務部地籍調査

地番	875-14			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
K19	513.725	963.870	3.770	1936.743250
K22	500.707	956.555	-18.100	-9062.796700
K46	506.762	945.770	-10.116	-5126.404392
K47	507.905	946.439	6.439	3270.400295
K45	517.906	952.209	6.346	3286.631476
K44	519.883	952.785	11.661	6062.355663
合計			366.929592	
合計面積			183.4647960	
地積			183.46	m ²

座標リスト		
点名	X座標	Y座標
K10	525.428	987.617
K11	529.107	984.896
K14	536.567	976.713
K15	522.692	974.664
K16	517.647	971.829
K17	524.914	970.159
K18	516.901	965.637
K19	513.725	963.870
K20	505.397	964.937
K22	500.707	956.555
K25	494.704	958.924
K44	519.883	952.785
K45	517.906	952.209
K46	506.762	945.770
K47	507.905	946.439
T3	515.410	955.943
T2-1	524.026	970.815
T3-1	506.525	960.406



境界凡例	
市境界杭	○
御影石	○
市錆物杭	○
市プレート	○
市鉄	○
民コンクリート杭	○
民プレート	○
民鉄	○
プラスチック杭	○
ペンキ印	○
刻み	○
計算点	○

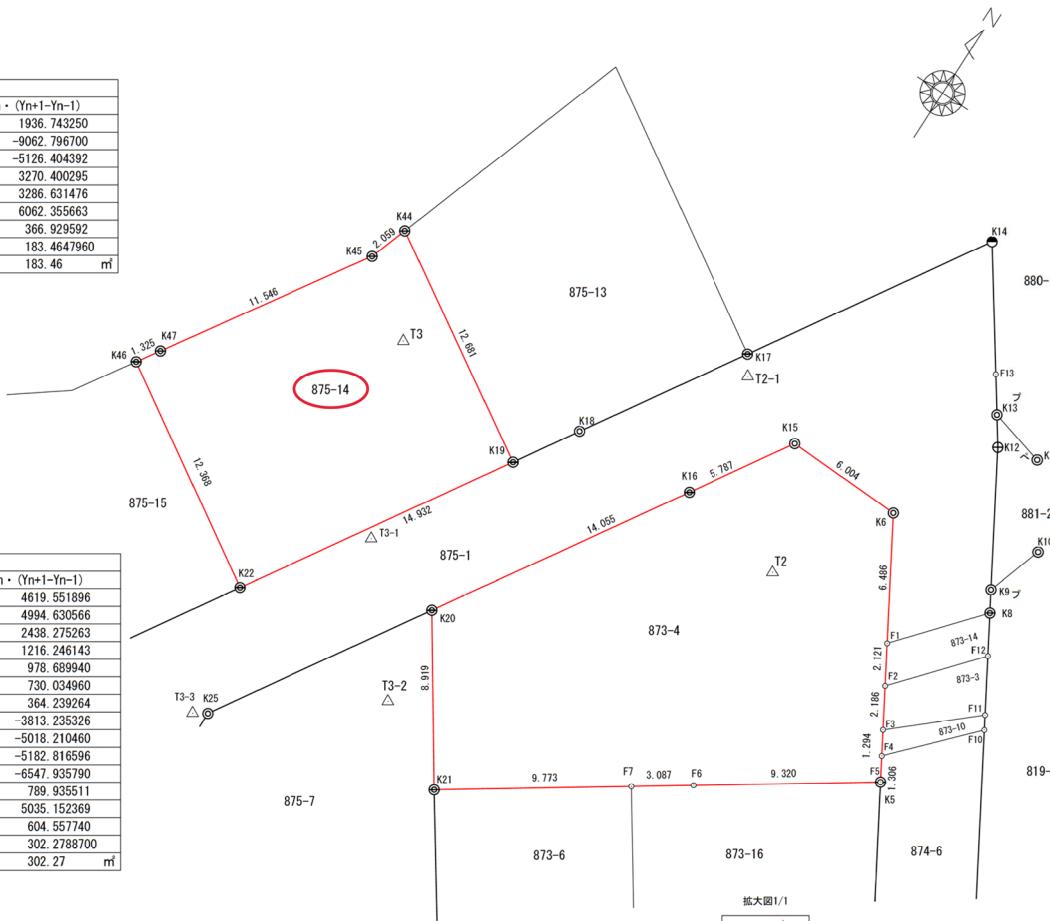
凡例	
基準点	△
雨水マンホール	○
汚水マンホール	○
合流管マンホール	○
水道マンホール	○
消火栓	○
ガスマンホール	○
カーブミラー	○
街灯	○
看板	○
雨水樹	○
電力柱	○
アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○
砂利・未舗装	○
ブロック塀	---
直擁壁	---
擁壁	---
ガードレール	○○○○○○
フェンス	---
柵	---
ガスマンホール蓋	○○○○○○
門扉	○○○○○○
土留	---
生垣	---
広葉樹林帯	○○○○○○
植栽	---
法面	---
掘削跡	TTTTTT
案内標識	---
竹林	○○○○○○
記念碑	○○○○○○
井戸	○○○○○○
煙地	○○○○○○
標高	● 10.00

図面名	現況平面図		
所在	横浜市栄区笠間二丁目875-14		
作成年月日	令和7年9月30日		
作成者	横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課		
縮尺	1/250		

地番 875-14				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K19	513.725	963.870	3.770	1936.743250
K22	500.707	956.555	-18.100	-9062.796700
K46	506.762	945.770	-10.116	-5126.404392
K47	507.905	946.439	6.439	3270.400295
K45	517.906	952.209	6.346	3284.631476
K44	519.883	952.785	11.661	6062.355663
合 計			366.929592	
合 計 面 積			183.4647960	
地 積			183.46	m ²

地番 873-4				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K15	522.692	974.664	8.838	4619.551896
K6	522.779	980.667	9.554	4994.630566
F1	517.351	984.218	4.713	2438.275263
F2	515.577	985.380	2.359	1216.246143
F3	513.748	986.577	1.905	978.689940
F4	512.665	987.285	1.424	730.034960
K5	511.572	988.001	0.712	364.239264
F5	511.569	987.997	-7.454	-3813.235326
F6	505.970	980.547	-9.918	-5018.210460
F7	504.116	978.079	-10.281	-5182.816596
K21	498.245	970.266	-13.142	-6547.935790
K20	505.397	964.937	1.563	789.935511
K16	517.647	971.829	9.727	5035.152369
合 計			604.557740	
合 計 面 積			302.2788700	
地 積			302.27	m ²

- 境界凡例
- 市境界杭
 - 市御影石
 - 市錆物杭
 - 市プレート
 - 市錆
 - 民コンクリート杭
 - 民プレート
 - 民錆
 - プラスチック杭
 - ベンキ印
 - 刻み
 - 計算点



座標リスト	点名	X座標	Y座標
K5		511.572	988.001
K6		522.779	980.667
K8		521.559	987.462
K9		522.525	986.828
K10		525.428	987.617
K11		529.107	984.896
K12		528.463	982.943
K13		529.744	981.959
K14		536.567	976.713
K15		522.692	974.664
K16		517.647	971.829
K17		524.914	970.159
K18		516.901	965.637
K19		513.725	963.870
K20		505.397	954.937
K22		500.707	956.555
K25		494.704	958.924
K44		519.883	952.785
K45		517.906	952.209
K46		506.762	945.770
K47		507.905	946.439
F1		517.351	984.218
F2		515.577	985.380
F3		513.748	986.577
F4		512.665	987.285
F5		511.569	987.997
F6		505.970	980.547
F7		504.116	978.079
F8		501.254	970.266
F9		498.245	970.266
F10		495.397	964.937
F11		492.547	971.829
F12		490.696	971.829
F13		487.844	971.829
T2		516.857	977.543
T3		515.410	955.943
T2-1		524.026	970.815
T3-1		506.525	960.406

所 在	横浜市栄区笠間二丁目873-4、875-14		
図面名	用地実測図 (1 / 2)		
物件番号	物件No. 5	縮 尺	1/250
作業年月日	令和7年6月3日		
計画機関	横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課		

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2869 ~ 2872

物件番号2869 (栄区笠間二丁目875番14)	地域防災拠点：西本郷中学校 (近隣) 笠間小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水 (内水)	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年 大雨による浸水被害 累計1回 		

物件番号2870 (泉区ゆめが丘)	地域防災拠点：中和田南小学校 (近隣) 下和泉小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水 (内水)	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年、平成26年 大雨による浸水被害 累計2回 		

物件番号2871 (港北区新羽町)	地域防災拠点：新田小学校 (近隣) 新吉田小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水 (内水)	高潮
	有	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水 $0.5 \leq \text{浸水深 (m)} < 3.0$m 内水 $0.2 \leq \text{浸水深 (m)} < 0.5$m 昭和50年～昭和52年、昭和56年～昭和58年、昭和60年、平成2年、平成6年、平成16年、平成19年、平成25年、平成26年 大雨による浸水被害 累計13回 		

物件番号2872 (中区新山下三丁目)	地域防災拠点：北方小学校 (近隣) 元街小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水 (内水)	高潮
	無	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	<ul style="list-style-type: none"> 内水 $0.2 \leq \text{浸水深 (m)} < 0.5$m 高潮 $0.5 \leq \text{浸水深 (m)} < 3.0$m 大雨による浸水被害 なし 		

備考：

- ・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年7月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深 (m) を記載しています。
- ・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。



(凡例)

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

【高潮】浸水想定区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

緊急時給水マップ

その他

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



(凡例)		下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。	
【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）			
0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m	
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m		
浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）			
【内水】浸水想定区域（想定最大規模）			
0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m	
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)	
【高潮】浸水想定区域			
0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m	
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律			
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）			
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）			
緊急時給水マップ			
緊急給水栓	耐震給水栓		
災害用地下給水タンク	配水池	配水槽	
その他			
地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所	
公園	災害用戸内協力の家	公衆トイレ	
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場	
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道	
避難に適する道路			
大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）			
避難に適さない道路			
避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）			

注意：
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。
【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局
2025/9/26 10:28:6



(凡 例)

【洪水】浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域 (より深い浸水深を表示)

【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)

緊急時給水マップ

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路		
大災害時でも通れる可能性が高い広い道路 (概ね幅1.2m以上)		
避難に適さない道路		
避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路 (4m程度)		

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意 :

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2025/9/22 13:45:12



(凡 例)

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

緊急給水栓 耐震給水栓

災害用地下給水タンク

配水池 配水槽

その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路	大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅12m以上）	
避難に適さない道路	避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）	

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2025/9/22 13:46:0

所在地

横浜市栄区笠間二丁目875番14

物件番号2869

参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

